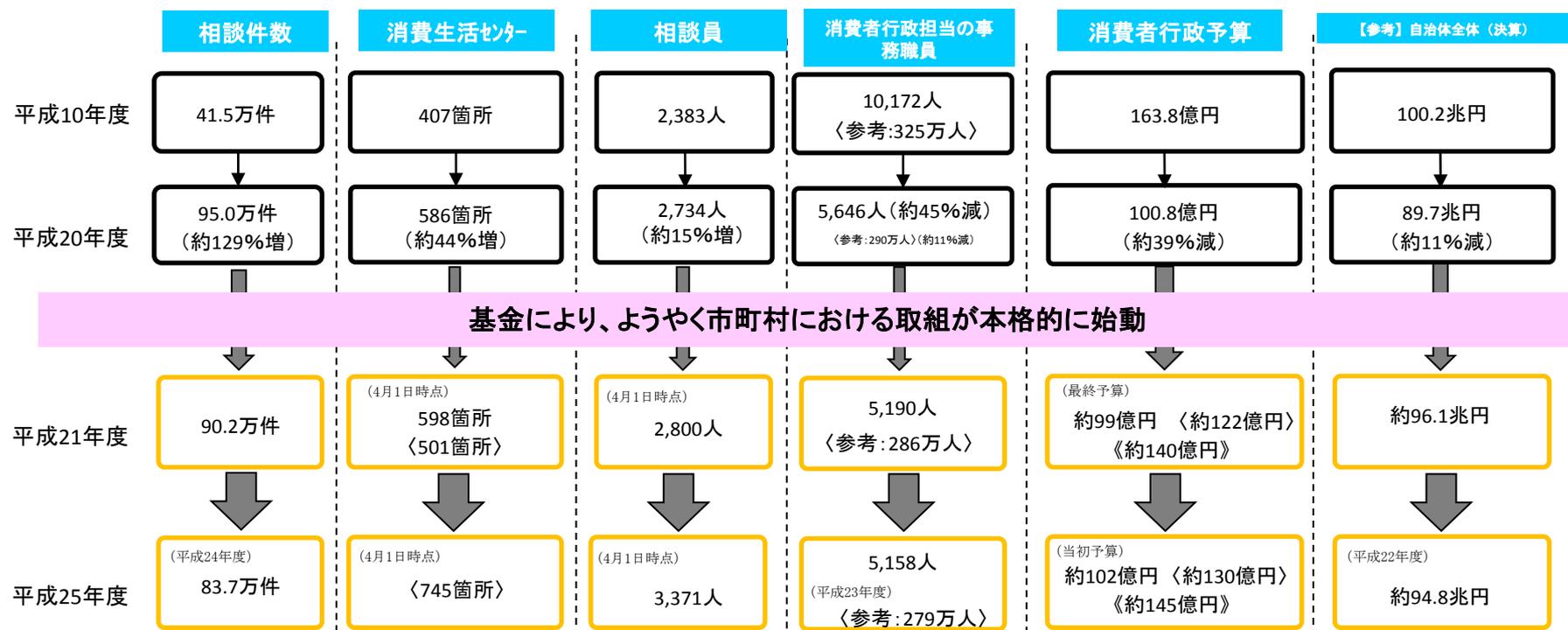


資料22 地方消費者行政の現状

- 消費者庁設立までの10年間で相談件数は2倍以上増加したが、事務職員及び予算は減少した。また、自治体全体の予算削減幅に比べて、消費者行政予算は大幅に減少された。
- 消費庁設置以後、予算及び人員の削減は、下げ止まり傾向にある。



(注) 週4日以上開設しているセンター数。
〈 〉内の数値は、消費者安全法上の基準(週4日以上開所、相談員配置等)を満たすセンター数。

(注) 消費者行政本課及び消費生活センターに配属されている職員数。
〈 〉内の数値は、自治体全体の職員数。

(注) 消費者行政本課及び消費生活センターにおける予算。
〈 〉内の数値は、消費者行政本課及び消費生活センター以外の部署における消費者行政予算を含めた予算。
《 》内の数値は、基金を合計した予算。

資料23 地方消費者行政予算の状況

消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移

単位（百万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減 (H21年度からの比較)
全自治体計	16,439	19,350	20,708	19,409	2,970
うち基金	4,263 25.9%	6,891 35.6%	6,986 33.7%	5,679 29.3%	1,417
うち自主財源	12,177 74.1%	12,459 64.4%	13,723 66.3%	13,730 70.7%	1,553

※ 平成23年度までは最終予算額であり、平成24年度は当初予算額である。

(2) 消費者行政予算の無い市区町村数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減 (H24年度からの比較)
市区町村数	114	139	165	26
(割合)	(6.6%)	(8.1%)	(9.6%)	

※ 出典：「平成25年度 地方消費者行政の現況調査（第2次）」の調査結果

[参考] メニュー別「地方消費者行政活性化基金」の活用状況

- 消費生活センター・相談窓口設 …………… 19.9%
- 消費生活相談員養成、研修開催・参加支援 … 8.6%
- 相談員配置・増員等（人件費） …………… 17.0%
- 相談窓口高度化 …………… 1.7%
- 消費者教育・啓発 …………… 37.6%
- 商品テスト強化 …………… 3.7%
- 地方苦情処理委員会活性化 …………… 0.0%
- 食品表示・安全機能強化 …………… 2.4%
- オリジナル事業 …………… 9.1%

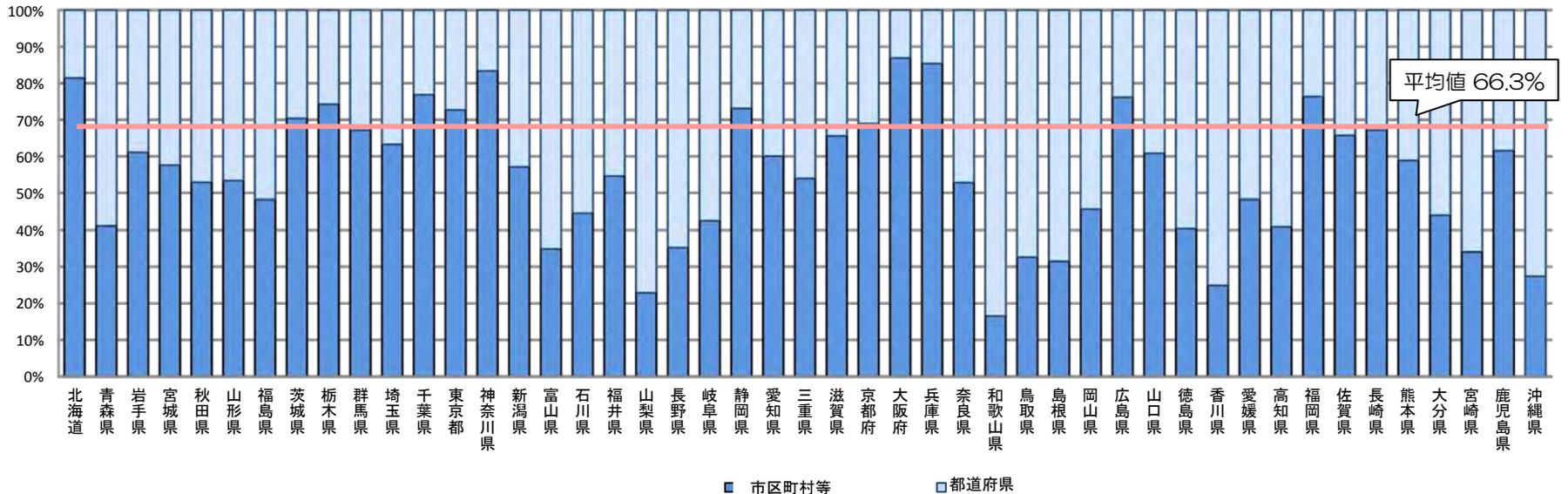
※ 平成21年度から24年度までの累計

（平成24年度は 事業計画ベースの見込額）

資料24 相談事業の実施状況(相談・あっせん件数、相談分担率)

- 自治体における全ての消費生活相談のうち、約3分の1を都道府県で受け付けている。
- 中には、8割近くの相談を都道府県の消費生活センターで受け付けている県もある。

都道府県と市区町村等における相談分担率※（平成23年度）



※相談分担率 = $\frac{\text{当該市区町村の消費生活センターもしくは相談窓口が受けた相談件数}}{\text{当該市区町村の住民による相談件数（市区町村受付件数+都道府県受付件数）}}$

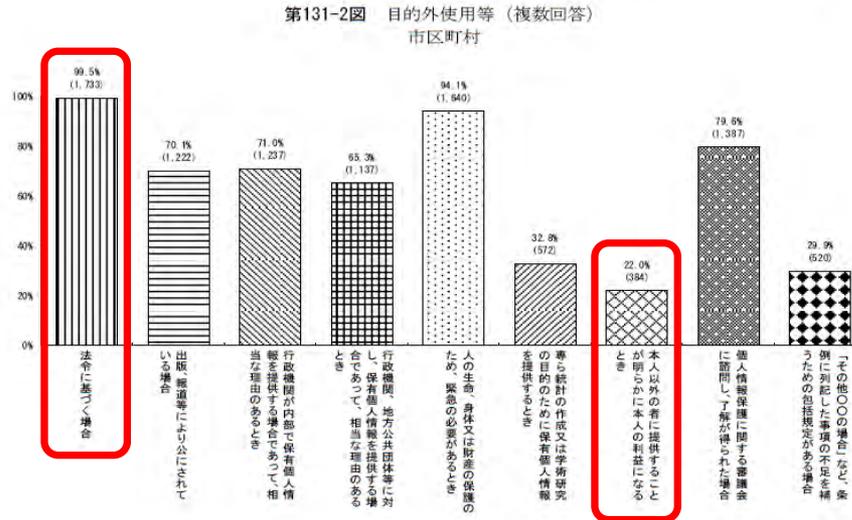
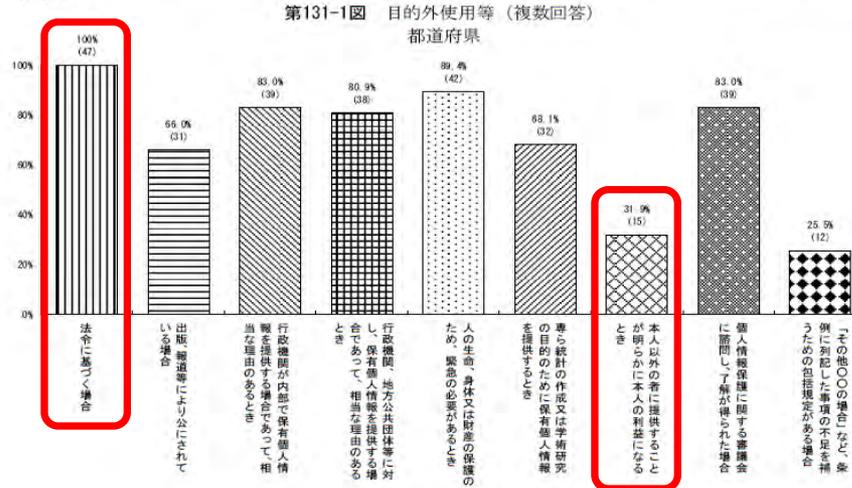
※広域連合、一部事務組合、政令市を含む。

出典：平成24年度地方消費者行政の現況調査（第2次）

資料25 個人情報情報の目的外利用等に関する条例の規定状況

第2節 目的外使用等

※個人情報保護の条例において本人の同意が得られなくても個人情報当該地方公共団体の内部において情報の収集目的や使用目的以外の目的のために利用することができる場合や当該地方公共団体の外部に提供することができる旨が定められている場合



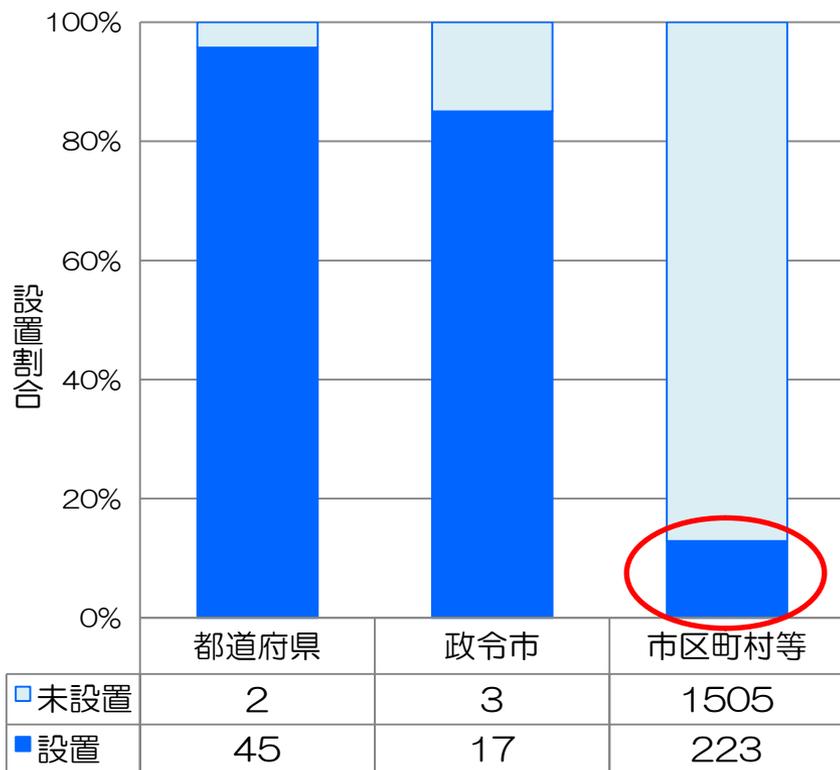
出典：総務省自治行政局自治行政局地域情報政策室
地域情報政策室地方自治情報管理概要（平成25年2月）

資料26 各主体との連携状況（庁内、庁外）

都道府県や政令市に比して、市区町村等では庁内連携、庁外連携ともに、進んでいない。

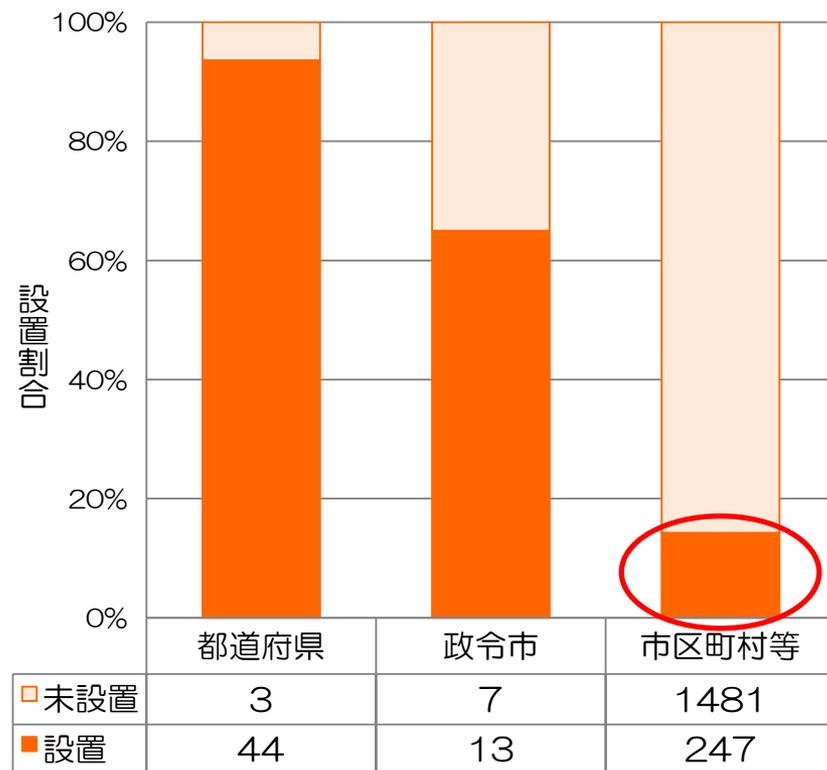
< 庁内連携 >

庁内の他部局を集めた会議等の設置状況



< 庁外連携 >

他の自治体、団体等との会議等の設置状況



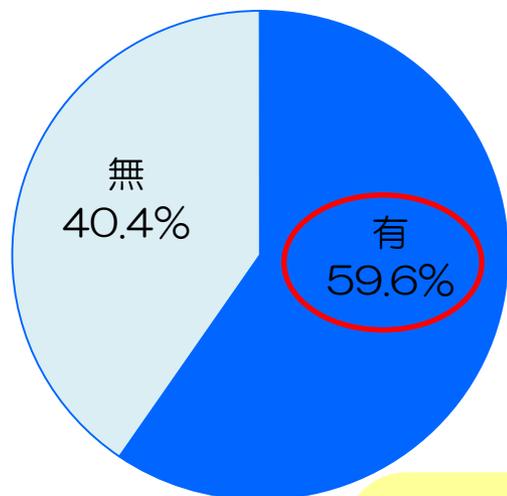
※平成24年4月1日現在

※市区町村等には、広域連合、一部事務組合を含む。（政令市除く）

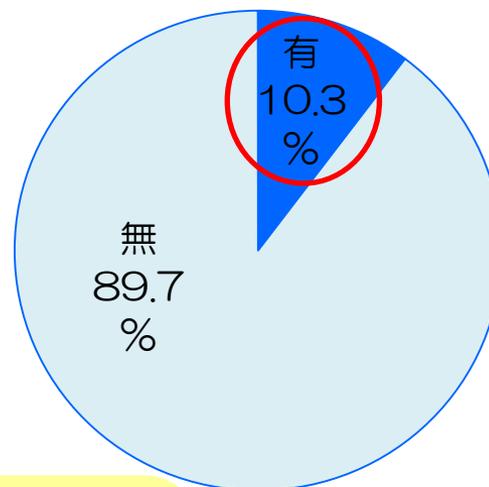
資料27 地域サポーター

約6割の都道府県が地域サポーター制度を有している。
一方、市区町村で地域サポーターの制度を有しているのは全体の約1割に留まる。

都道府県



市区町村等



【地域サポーターの活動例】

- ・身近な消費者トラブルの早期発見
- ・消費生活相談窓口の紹介
- ・地域における高齢者の見守り活動
- ・地域のイベントでの啓発活動の実施
- ・寸劇による出前講座の実施

等

※平成24年4月1日現在

※市区町村等には、広域連合、一部事務組合、政令市を含む。